

第4回
千葉市特別職報酬等審議会
会議次第

日時 平成24年8月31日（金）
午前10時00分
場所 千葉市議会棟3階 第5委員会室

1 開会

2 審議

- (1) 第2回議事録について
- (2) 報酬のあり方について

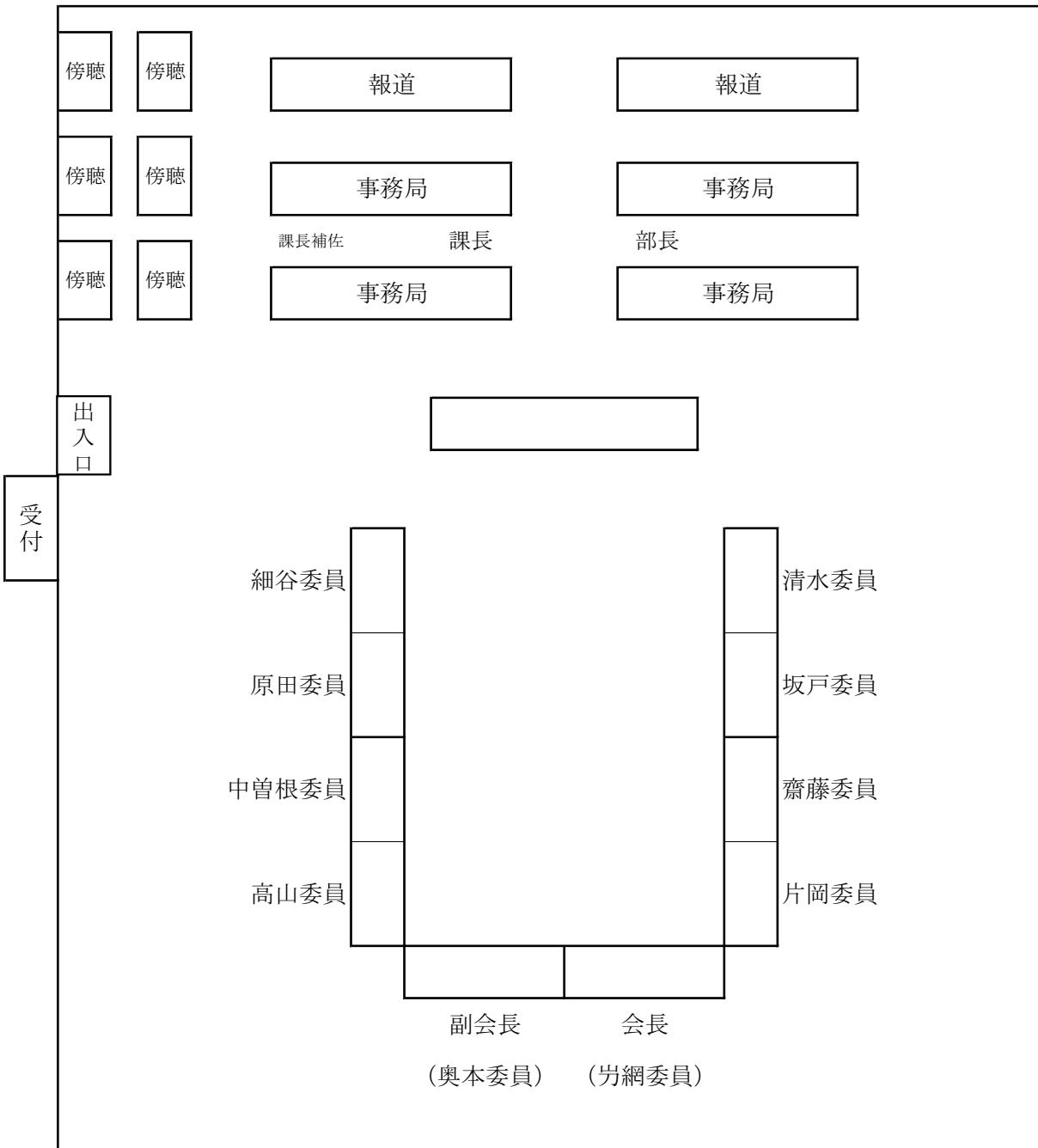
3 閉会

千葉市特別職報酬等審議会委員名簿

役 職 名	氏 名
千葉大学大学院 教授	奥本 佳伸
日本公認会計士協会 千葉県会 公認会計士	片岡 知彦
連合千葉中央地域協議会 事務局長	齋藤 政洋
千葉県中小企業団体中央会 会長	坂戸 誠一
千葉県弁護士会 弁護士	清水 佐和
株式会社 千葉日報社 常務取締役	高山 恒徳
國學院大學法科大学院 教授	中曾根 玲子
千葉商工会議所 副会頭	岩網 敏雄
千葉市町内自治会連絡協議会 副会長	原田 雅男
千葉市女性団体連絡会 副会長	細谷 久美子

※ 五十音順で記載

第4回 特別職報酬等審議会 席次表



日額報酬を導入している政令市の非常勤監査委員の会議等の実績について

区分	大阪市 (平成23年度)	名古屋市 (平成23年度)	新潟市 (平成24年4月～7月)
識見非常勤	60日	41日	10日
議員選出	57日	33日	10日

※大阪市、名古屋市は23年度から日額制、新潟市は24年度から月額・日額併用制

平成23年度の監査委員への配付資料

区分		資料名	頁数	
1	平成23年度第1期財務定期監査	概況説明資料(経済農政局)	11	
2		概況説明資料(消防局)	12	
3		概況説明資料(水道局)	8	
4		概況説明資料(会計室)	7	
5		概況説明資料(選挙管理委員会事務局)	5	
6		概況説明資料(人事委員会事務局)	5	
7		概況説明資料(監査委員事務局)	5	
8		概況説明資料(農業委員会事務局)	9	
9		概況説明資料(議会事務局)	7	
小計			69	
10	平成23年度第2期財務定期監査	概況説明資料(総務局)	11	
11		概況説明資料(市民局)	12	
12		概況説明資料(環境局)	12	
小計			35	
13	平成23年度第1期工事定期監査	概況説明資料(建設局)	19	
小計			19	
14	平成23年度第2期工事定期監査	概況説明資料(都市局)	25	
15		概況説明資料(水道局)	6	
小計			31	
16	平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査	審査意見書	82	
17	平成22年度公営企業会計決算審査	審査意見書	75	
18	平成22年度決算に基づく健全化判断比率等審査	審査意見書	18	
小計			175	
19	住民監査請求 (都市公園施設への自動販売機の設置)	請求書及び事実証明書	55	
20		請求人陳述記録	13	
21		関係職員等陳述記録	12	
22		ジュリストの写し(住民訴訟の裁判例に見る問題点)	13	
23		都市公園法解説の写し	15	
24		財団法人千葉市みどりの協会寄付行為	8	
25		監査結果	10	
小計			126	
合計			455	

第4回

千葉市特別職報酬等審議会

資料

平成24年8月31日

千葉市

目 次

	ページ
1 報酬のあり方についての意見 · · · · ·	1
(1) 集計 · · · · ·	1
(2) 教育委員会 · · · · ·	2
(3) 市及び区選挙管理委員会 · · · · ·	3
(4) 人事委員会 · · · · ·	4
(5) 監査委員 · · · · ·	5
(6) 農業委員会 · · · · ·	6
2 月額報酬を見直した都道府県の状況 · · · · ·	7
3 月額・日額併用制についての行政委員会事務局の考え方 · ·	8
(再掲) 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表 · · · · ·	9

1 報酬のあり方についての意見

(1)集計

	委員長、委員とともに			委員長月額 委員日額	その他
	日額	月額	月額・日額併用		
教育委員会	5	4	1		
市選挙管理委員会	7	2	1		
区選挙管理委員会	7	2	1		
人事委員会	6	3	1		
監査委員	2	6	1	1	
農業委員会		10			

(2) 教育委員会

委員長、委員ともに			委員長月額 委員日額	その他
日額	月額	月額・日額併用		
5	4	1		

報酬のあり方についての意見

【日額】

地方自治法第203条の2第2項の規定は、日額制が原則だということをまず確認すべきである。また、千葉市の財政状況が厳しい中で、市民からの行政委員会委員報酬に対する目も厳しくなっていることを十分考慮すべきである。

業務についての聞き取りの内容を考慮しても、月額制を維持しなければならないという確たる理由は見い出せなかった。

委員会が実質的に機能することが重要であり、日額・月額・併用がよいかどうかよりも、委員の質を確保できる報酬水準の方が重要であるのではないか。

特に他政令市の水準と比較することも必要であろうし、現状の月額制の報酬水準自体は特段問題視すべき水準とは思わない。ただし、地方自治法が日数に応じて支給するということを原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべきなのではないか。

一時期に集中するという自宅などで教科書採択の読み込みが必要ということであれば、読み込みに必要な日数を執務日数として支給をすれば解決するのではないか。

確かに、教科書読み込むなどの作業は大変な作業であると考えられるものの、その作業は1年中予定されているものではないと思われる所以、日額制の金額の設定によってカバーできると思われる。

今、求められているのは、市民の目線に立って、市民に判り易い制度でなければならないということである。その観点からすれば、会議の出席については日額(委員長、委員共、以下同じ)とすべきが妥当であると考える。

会議以外に要することに対しては、それぞれ報酬額を決めて支払うべきである。

【月額】

市長から独立して強大な権限を行使できるため、はたして数人の合議で誤りのない判断ができるのか疑問も多いが、現行制度の元では識見の高さや専門性が要求されるだけでなく、特に教科書採択時の自宅での作業にかなりの時間を要しており、会議の日数や時間数で図り得ない活動も多い。

昨今の教育現場の諸問題を考えると、教育委員会の職責は非常に重要であり、教科書の採択問題だけでなく、さまざまな教育行政の問題に臨機応変に、かつ継続的に対応するとともに、その結果に対して教育委員として責任を負うには、月額制が妥当と思われる。

各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまないと考える。

行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。

日額の場合は1回の報酬が1日の業務の時間によって高額又は低額に思われる虞れがある。

委員としての役割を果たす知識や経験には過去に投資されたものが多く寄与していて、現在の職務遂行にあたっては時間をはじめとして多くの負荷が掛かることになっている。よって、担い手を確保するためにも一定程度の報酬はやむを得ない。

行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する待遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。仮にこれから制度を変更するにしても、①行政委員会ごとに精査して考える、②変更する場合でも、基本の月額部分と欠席を反映させた日額部分の併用制とする、という方向で考えて行くべきと考える。

【月額・日額併用】

自主的な活動や職責の重さなど算定が困難な部分を月額に、会議の出席など日数で算定できるものを日額に。

(3) 市及び区選挙管理委員会

委員長、委員ともに			委員長月額 委員日額	その他
日額	月額	月額・日額併用		
7	2	1		

報酬のあり方についての意見

【日額】

その職責は任期を通じて平均化されるという実態があるが、基本的には、選挙の年に集中する傾向がある。日頃の啓蒙活動の大半はもとよりであるが、月額制を維持するまでの特別の事情があるとまでは言えないと考える。

委員に対する職責の重さや法的制限を十分考慮しても、常勤職員と同じように月額の報酬を支給すべきであるという理由にはならないと考える。報酬を日額化した場合、定例会以外の行事（啓発活動等）、選挙執行に伴う業務（説明会立会い等）にも、日額報酬を支出してもよいと考える。

法的制限があるものの、特別職の中では専門性が低く、自宅作業も特別なものはほとんど見受けられない。報酬の日額算定の基準は現行の月額の範囲内とする。

委員会が実質的に機能することが重要であり、日額・月額・併用がよいかどうかよりも、委員の質を確保できる報酬水準の方が重要であるのではないか。

特に他政令市の水準と比較することも必要であろうし、現状の月額制の報酬水準自体は特段問題視すべき水準とは思わない。ただし、地方自治法が日数に応じて支給するということを原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべきなのではないか。

財政難、職員がカットされている状況などから、全体として、低額に改定せざるを得ない。支給方法としては、活動に見合った対価として、日額制が一番適切な報酬の支給方法であると考える。

また、確かに、様々な啓発活動を実施していることは評価できるが、その作業に対する対価は、日額制の金額の設定によってカバーできると思われる。

今、求められているのは、市民の目線に立って、市民に判り易い制度でなければならないということである。その観点からすれば、会議の出席については日額（委員長、委員共、以下同じ）とすべきが妥当であると考える。

会議以外に要することに対しては、それぞれ報酬額を決めて支払うべきである。

【月額】

各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額ははじまないと考える。

行政側または事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。

日額の場合は1回の報酬が1日の業務の時間によって高額又は低額に思われる虞れがある。

委員としての役割を果たす知識や経験には過去に投資されたものが多く寄与していて、現在の職務遂行にあたっては時間をはじめとして多くの負荷が掛かることになっている。よって、担い手を確保するためにも一定程度の報酬はやむを得ない。

行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する処遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。仮にこれから制度を変更するにしても、①行政委員会ごとに精査して考える、②変更する場合でも、基本の月額部分と出席を反映させた日額部分の併用制とする、という方向で考えて行くべきと考える。

【月額・日額併用】

當時継続している重要な職責や調査・研究等の活動部分を月額に、会議等の出席など日数で算定できるものを日額に。

(4) 人事委員会

委員長、委員ともに			委員長月額 委員日額	その他
日額	月額	月額・日額併用		
6	3	1		

報酬のあり方についての意見

【日額】

一般の審議会の委員とは異なり直接職員の利害や権利等を制約し得る重大な責務を負っていること等を考慮したとしても、常勤職員と同じように月額の報酬を支給すべきであるという理由にはならないと考える。

確かに、人事委員会は、重大な職責を負っているが、その作業に対する対価は、日額制の金額の設定によってカバーできると思われる。

中立的であるがゆえに日額制が望ましいと思う。

専門性のある人材の確保を月額制の理由の一つに挙げているが、会議の内容・時間を基準に適正な金額を算定すればよいのであって、月額制でなければならない理由にはならない。

委員会が実質的に機能することが重要であり、日額・月額・併用がよいかどうかよりも、委員の質を確保できる報酬水準の方が重要であるのではないか。

特に他政令市の水準と比較することも必要であろうし、現状の月額制の報酬水準自体は特段問題視すべき水準とは思わない。ただし、地方自治法が日数に応じて支給するということを原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべきなのではないか。

今、求められているのは、市民の目線に立って、市民に判り易い制度でなければならないということである。その観点からすれば、会議の出席については日額（委員長、委員共、以下同じ）とすべきが妥当であると考える。

会議以外に要することに対しては、それぞれ報酬額を決めて支払うべきである。

【月額】

委員会会議の回数は少ないが、高い識見が要求されるだけでなく、職務権限に伴う職責が極めて大きい。

各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまない。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。

日額の場合は1回の報酬が1日の業務の時間によって高額又は低額に思われる虞れがある。

委員としての役割を果たす知識や経験には過去に投資されたものが多く寄与していて、現在の職務遂行にあたっては時間をはじめとして多くの負荷が掛かることになっている。よって、担い手を確保するためにも一定程度の報酬はやむを得ない。

行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する処遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。仮にこれから制度を変更するにしても、①行政委員会ごとに精査して考える、②変更する場合でも、基本の月額部分と出席を反映させた日額部分の併用制とする、という方向で考えて行くべきと考える。

【月額・日額併用】

常時継続している重要な職責や調査・研究等の活動部分を月額に、会議等の出席など日数で算定できるものを日額に。

(5) 監査委員

識見非常勤委員、議員選出委員ともに			識見非常勤委員月額 議員選出委員日額	その他
日額	月額	月額・日額併用		
2	6	1	1	

報酬のあり方についての意見

【日額】

委員会が実質的に機能することが重要であり、日額・月額・併用がよいかどうかよりも、委員の質を確保できる報酬水準の方が重要であるのではないか。

特に他政令市の水準と比較することも必要であろうし、現状の月額制の報酬水準自体は特段問題視すべき水準とは思わない。ただし、地方自治法が日数に応じて支給するということを原則としていることを鑑みれば、日額制を採用することを基本として考えるべきなのではないか。

委員会以外で、検討する時間が必要ということであれば、その日当を識見非常勤・議員選出委員ともに執務日数に含めれば、よいのではないか。それは自己申告でもよいし、自己申告自体が問題になるとは思えない。

専門的知識を用い独任機関として決定を下すゆえに、日額制が望ましいと思う。

専門性のある人材の確保を月額制の理由の一つに挙げているが、会議の内容・時間を基準に適正な金額を算定すればよいのであって、月額制でなければならない特別の理由にはならない。また、日常的には、常勤の専門性のある代表監査委員が対応できると思われる。

【月額】

業務が広範であり、資格に基づく高度な専門性が要求される。また、会議等の事前準備を自宅や事務所で行っており、会議日数や時間数では図り得ない活動が多い。

事前の資料等の読み込みや監査結果の検討など、質・量ともに相当程度あること、法令等の知識や経験など高度で専門的な知見が必要とされる弁護士、公認会計士などの選任をスムーズにするためにも月額で。

業務の内容が幅広く、的確に評価することが困難な事前の資料の読み込みや検討が相当程度あるほか、市役所の担当職員からの日常的な質問、相談にも応じており、月額が適当。

各委員会が継続的仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまない。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。

日額の場合は1回の報酬が1日の業務の時間によって高額又は低額に思われる虞れがある。

委員としての役割を果たす知識や経験には過去に投資されたものが多く寄与していて、現在の職務遂行にあたっては時間をはじめとして多くの負荷が掛かることになっている。よって、担い手を確保するためにも一定程度の報酬はやむを得ない。

行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する待遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。仮にこれから制度を変更するにしても、①行政委員会ごとに精査して考える、②変更する場合でも、基本の月額部分と欠席を反映させた日額部分の併用制とする、という方向で考えて行くべきと考える。

【月額・日額併用】

監査委員は、他の委員会と異なり、自宅での資料読み込みなどの作業量が相当程度多いと思われる。他市の状況に鑑みても、現時点で日額制とするのは躊躇を覚えるので、月額・日額併用制が適切と考えた。

【識見非常勤月額・議員選出委員日額】

識見非常勤委員は、法令等の知識や経験など高度の専門的な知識が必要であって、弁護士、公認会計士などの選任を想定している。また市役所の担当職員からの日常的な質問、相談にも応じている。こうした点を考えると、月額にするのが適切ではないかと考えられる。

議員選出委員は、業務の内容についての聞き取りの内容を考慮しても、月額の報酬を維持しなければならないという確たる理由は見出せない。

(6) 農業委員会

委員長、委員ともに			委員長月額 委員日額	その他
日額	月額	月額・日額併用		
	10			

報酬のあり方についての意見

【月額】

農業行政の中で、農業者の代表として市政に参加という側面が強く、農業生産力の発展や農業経営の合理化等、個々の委員の日常的な活動を通じて、行政サービスが行われている。こうした活動を支えるには、月額制が望ましいと考える。

農業委員会の職務には、年間を通して、周辺農地の現況確認や農家からの相談への対応など、地域に密着した活動が主体であり、併せて定例的な会議も開いている。このため、報酬を日額にすると、かえって現行の月額の場合よりも月の支給総額が上回る可能性がある。現行の月額の報酬額も、他の委員会委員と比べると低い方である。このため、農業委員会については、現行の月額でよいと考えられる。

会議等の回数が他の特別職に比べて多く、日常的な活動が中心となっている。

各委員会が継続的に仕事をしている現状では、むしろ日額はなじまない。行政側また事務局と連携して業務をしていくには月額が望ましい。

支給方法としては、活動に見合った対価を支払うべきであり、月額制こそが一番適切な報酬の支給方法であると考える。

なぜなら、農業委員会は、その活動内容が多岐にわたっており、会議以外での作業量が他の委員会に比して相当程度多いため、その評価が極めて困難となってしまうからである。

また、他市の状況に鑑みても、現時点で日額制とするのは躊躇を覚えるので、月額制を維持するのが適切と考えた。

年間を通して一定の業務を受任していると考えられることから、会長・会長職務代理者、部会長、委員いすれも、日額制は業務実態となじまないと考える。

年間を通じての広範・多岐にわたる日常活動を保障するためにも従来どおりの月額で。

委員としての役割を果たす知識や経験には過去に投資されたものが多く寄与していて、現在の職務遂行にあたっては時間をはじめとして多くの負荷が掛かることになっている。よって、担い手を確保するためにも一定程度の報酬はやむを得ない。

行政委員会に相応しい人材を確保するためには、それに相当する待遇が必要であるし、また、委員会の種類によっての違いもあるが、日常の研鑽、情報収集等を含めた会議以外の業務も想定されることから、これまで行政委員会が月額報酬を取ってきたのには根拠があるため、月額制に賛成。仮にこれから制度を変更するにしても、①行政委員会ごとに精査して考える、②変更する場合でも、基本の月額部分と出欠席を反映させた日額部分の併用制とする、という方向で考えて行くべきと考える。

2 月額報酬を見直した都道府県の状況 (H24. 8. 1現在)

※見直した都道府県のみ掲載

都道府県	適用年月日	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員
京都府	H18.4.1	月額	委員長月額 委員日額	月額	月額
青森県	H22.4.1	併用	併用	併用	併用
神奈川県	H22.4.1	日額	日額	日額	委員長月額 委員日額
熊本県	H22.4.1	併用	併用	併用	併用
大分県	H22.4.1	月額	日額	月額	月額
秋田県	H22.11.1	月額	併用	併用	併用
愛媛県	H22.11.1	日額	日額	日額	月額
山形県	H23.4.1	委員長月額 委員日額	日額	委員長月額 委員日額	日額
富山県	H23.4.1	日額	日額	日額	月額
山梨県	H23.4.1	日額	日額	日額	日額
岐阜県	H23.4.1	日額	日額	日額	月額
三重県	H23.4.1	併用	併用	併用	併用
島根県	H23.4.1	月額	日額	月額	月額
岡山県	H23.4.1	併用	併用	併用	併用
広島県	H23.4.1	併用	併用	併用	併用
山口県	H23.4.1	日額	日額	日額	日額
高知県	H23.4.1	月額	日額	月額	月額
福岡県	H23.4.1	月額	日額	月額	月額
佐賀県	H23.4.1	月額	日額	月額	月額
愛知県	H23.8.1	併用	併用	併用	併用
徳島県	H23.8.1	日額	日額	日額	日額
香川県	H23.8.1	月額	併用	月額	月額
静岡県	H23.12.1	日額	日額	日額	日額
鳥取県	H24.1.1	月額	日額	月額	月額
宮崎県	H24.1.1	併用	併用	併用	併用
長野県	H24.4.1	併用	併用	併用	併用
福岡県	H24.8.1	月額	併用	月額	月額
栃木県	H25.1.1(予定)	併用	併用	併用	併用

3 月額・日額併用制についての行政委員会事務局の考え方

行政委員会等	教育委員会	市選挙管理委員会	区選挙管理委員会	人事委員会	監査委員	農業委員会
委員長	<p>既に述べたとおり、教育委員の活動は多岐にわたっているとともに、教科書採択の際は、自宅において採択対象の全ての教科書を読み込むなど自主的な活動にも膨大な時間と労力を費やしているほか、採択当日の教育委員会会議においては、大勢の様々な立場の傍聴者が見守る中で、各自教育委員として結論を出さなければならないといった重圧を受ける立場にあり、教育委員に対する報酬は、単に発生した勤務日数だけでは、提供した役務の質量を的確に評価できないものである。</p> <p>このようなことから、月額報酬制が好ましいものと考えているが、一方で、月額・日額併用制は、こうした教育委員の活動のうち、教育委員会会議への出席など日数で算定できるものと、自主的な活動や職責の重さなど、算定が困難な部分の両方に対し、一定の評価がなされるものであり、やむを得ないものとも考える。</p>	<p>委員には日常の行動においても兼職の禁止、立候補の制限及び選挙運動の禁止など一定の制限が課せられているとともに、選挙を公明かつ適正に執行するという重大な職責を担っている。</p> <p>また、特に近年言われている有権者の政治離れ、選挙での低投票率に対する取組としては、選挙時のみならず日頃から有効な選挙啓発事業を調査・研究し実行している。</p> <p>これらの重要な職責や職務は、常時継続しているものである。</p> <p>したがって、会議等への出席以外の時間数等では計り得ない職責や調査・研究等の活動について月額として担保し、会議等一定の業務については日額として支給すべきである。</p>	<p>【花見川区・稻毛区】委員には日常の行動においても兼職の禁止、立候補の制限及び選挙運動の禁止など一定の制限が課せられているとともに、選挙を公明かつ適正に執行するという重大な職責を担っている。</p> <p>また、特に近年言われている有権者の政治離れ、選挙での低投票率に対する取組としては、選挙時のみならず日頃から有効な選挙啓発事業を調査・研究し実行している。</p> <p>これらの重要な職責や職務は、常時継続しているものである。</p> <p>したがって、会議等への出席以外の時間数等では計り得ない職責や調査・研究等の活動について月額として担保し、会議等一定の業務については日額として支給すべきである。</p> <p>【若葉区】花見川区・稻毛区と同様だが、月額・日額併用制の場合には、月額・日額の支給基準について明確にしておく必要があると考える。</p>	<p>人事委員は、直接職員の利害や権利等を制約しうる重大な責務を負っていること、また、委員長として適任の人材を確保する必要性等を考慮すると、十分な対価が必要と考える。</p> <p>なお、委員長としての責任の度合いと事前相談や資料の検討、情報収集などの会議等の開催回数や時間数では図り得ない活動に対して一定額の月額報酬を支給した上で、会議等の出席に対して日額報酬を組み合わせて支給することも一案であると考える。</p>	<p>【識見非常勤委員】</p> <p>監査委員は、各種監査等の実施にあたり監査委員会議に出席して審議を行うが、事前の資料等の読み込みや監査結果の検討、また、事務局との打ち合わせなど会議以外の活動も不可欠である。こうした会議以外の活動は質、量とも相当程度あり、こうした会議以外の活動を月額と日額のいずれの支給対象とするのか合理的に区分することは難しいと思われる。</p> <p>このような中で、併用制においては月額部分が低額となる可能性を否定できないが、特に識見委員は、法令等の知識や経験など高度で専門的な知見が必要とされることから弁護士、公認会計士などの選任を想定しており、今後の委員確保に相応の困難が生じる可能性があると考える。</p> <p>また、現在、監査委員と事務局職員との間で臨機応変に相談等を行っているが、監査委員会議出席以外の活動部分について月額制での対応となつた場合、閣達かつ円滑な意見交換に制約が生じる可能性もある。</p> <p>以上のことから委員報酬の支給にあたっては、月額・日額併用制はなじまないと考える。</p>	<p>【会長】</p> <p>農業委員の職務は、年間を通して、周辺農地の現況確認や農家の相談対応など、地域に密着した日常的な活動が主体で、併せて定例的な会議等の業務を遂行している。その活動内容は広範・多岐に亘っており、月額・日額の報酬対象として、委員活動を画一的に捉えることができないため、月額・日額併用制にはなじまないものと考える。</p>
委員			<p>【中央区】選挙管理委員は、区の選挙に関する事務の処理を管理するほか、日頃から選挙に関する啓発と周知の活動を行うこととされており、定例等委員会以外の啓発活動等や選挙執行等に伴う業務も行っている。</p> <p>また、選挙を公明かつ適正に執行するという重大な責務を担っていることから月額制が考えられるも、職務の性質上、主に公正・中立性的観点から、選挙の公正・正確・迅速な実施を担保する役割が求められ、日常活動よりも主に選挙がおこなわれる時期に集中して活動が行われることを考慮するならば、日額制が望ましいと考える。</p> <p>但し、責務の重要性や啓発活動等も考慮する必要があり、月額・日額併用制も止むを得ないと考える。</p>	<p>人事委員は、直接職員の利害や権利等を制約しうる重大な責務を負っていること、また、委員（委員長職務代理を含む。）として適任の人材を確保する必要性等を考慮すると、十分な対価が必要と考える。</p> <p>なお、委員としての責任の度合いと事前相談や資料の検討、情報収集などの会議等の開催回数や時間数では図り得ない活動に対して一定額の月額報酬を支給した上で、会議等の出席に対して日額報酬を組み合わせて支給することも一案であると考える。</p>	<p>【議員選出委員】</p> <p>監査委員は、各種監査等の実施にあたり監査委員会議に出席して審議を行うが、事前の資料等の読み込みや監査結果の検討、また、事務局との打ち合わせ、さらに、監査にあたっては議選委員としての幅広い知識や経験が求められていることから、日頃より自主的に業務内容等の把握に努め、監査委員会議に向けての準備、研究も行うなど会議以外の活動も不可欠である。こうした会議以外の活動は質、量とも相当程度あり、こうした会議以外の活動を月額と日額のいずれの支給対象とするのか合理的に区分することは難しいと思われることから、月額・日額併用制はなじまないと考える。</p>	<p>会長職務代理者、部会長、委員ともに会長と同様。</p>

(再掲) 政令指定都市の行政委員の報酬額一覧表

※順位について

数字:月額報酬制の順位

○囲み数字:日額報酬制の順位

(H24.4.1現在)

	教育委員会					市選挙管理委員会					区選挙管理委員会					人事委員会					監査委員					農業委員会																
	月額報酬制 14市					月額報酬制 13市					月額報酬制 13市					月額報酬制 14市					月額報酬制 17市					月額報酬制 19市																
	委員長		委員			委員長		委員			委員長		委員			委員長		委員			非常勤		議員選出			会長		副会長		部会長		委員										
	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)	支給方法	順位	額(円)									
千葉市	月額	11	201,000	月額	11	169,000	月額	10	125,000	月額	10	94,000	月額	12	63,000	月額	11	48,000	月額	9	258,000	月額	9	224,000	月額	9	258,000	月額	12	67,000	月額	13	67,000	月額	7	13,600	月額	6	60,000	月額	6	53,000
札幌市	月額	7	301,000	月額	8	251,000	月額	②	32,500	月額	④	23,500	月額	⑥	17,500	月額	⑥	15,000	月額	7	301,000	月額	8	251,000	月額	7	301,000	月額	9	70,000	月額	3	96,000	月額	2	67,000	月額	8	47,000			
仙台市	月額	9	243,000	月額	9	203,000	月額	7	243,000	月額	7	203,000	月額	7	121,000	月額	10	243,000	月額	10	203,000	月額	8	298,000	月額	5	81,000	月額	7	78,000	月額	1	71,000	月額	1	63,000						
さいたま市	月額	10	240,000	月額	10	200,000	月額	9	132,000	月額	9	99,000	月額	9	69,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	4	85,000	月額	10	72,000	月額	5	61,300	月額	5	53,600									
川崎市	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	4	267,000	月額	6	210,000	月額	4	135,000	月額	6	106,000	月額	5	336,000	月額	6	279,000	月額	3	336,000	月額	12	67,000	月額	19	42,000	月額	19	31,000						
横浜市	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	1	332,000	月額	1	275,000	月額	1	165,000	月額	1	135,000	月額	1	384,000	月額	1	355,000	月額	2	92,000	月額	17	45,000	月額	15	43,000(職務代理人)	月額	18	34,000						
相模原市	日額	②	32,000	日額	②	27,500	日額	⑤	27,000	日額	⑤	23,200	日額	⑤	18,900	日額	⑤	16,200	日額	②	32,000	日額	②	27,500	日額	15	147,200	月額	15	61,200	月額	6	81,700	月額	12	53,600(職務代理人)	月額	11	45,100			
新潟市	月額 日額併用	月額48,000 日額30,000	月額 日額併用	月額41,000 日額24,000	月額 日額併用	月額40,000 日額25,000	月額 日額併用	月額30,000 日額20,000	月額 日額併用	月額20,000 日額20,000	月額 日額併用	月額15,000 日額15,000	月額 日額併用	月額48,000 日額30,000	月額 日額併用	月額41,000 日額24,000	月額 日額併用	月額48,000 日額30,000	月額 日額併用	月額16,000 日額12,000	月額 日額併用	月額1	107,500	月額	4	64,500	月額	8	58,000	月額	12	43,000										
静岡市	月額	12	170,000	月額	12	140,000	月額	11	99,000	月額	11	75,000	月額	10	65,000	月額	11	240,000	月額	11	200,000	月額	13	200,000	月額	11	69,000	月額	2	96,500	月額	11	55,000	月額	15	40,000						
浜松市	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑥	21,000	日額	②	27,000	日額	②	21,000	日額	⑤	27,000	日額	⑤	21,000	月額	12	76,000(公認会計士238,000)	月額	17	45,000	月額	10	72,000	月額	14	49,000	月額	11	49,000	月額	13	41,000
名古屋市	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	④	29,500	日額	②	27,000	日額	④	21,000	日額	④	18,200	日額	④	29,500	日額	③	27,000	日額	②	29,500	日額	①	27,000	月額	17	45,000	月額	16	40,500	月額	13	40,500	月額	17	36,000
京都市	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	3	300,000	月額	2	270,000	月額	7	121,000	月額	5	107,000	月額	3	355,000	月額	2	335,000	月額	5	335,000	月額	9	70,000	月額	9	74,000	月額	3	65,000(職務代理人)	月額	2	55,000			
大阪市	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	29,300	日額	①	42,100	日額	①	35,100	日額	①	代表42,100委員35,100	日額	②	11,700	日額	42,100	総会38,600	総会以外4,200	日額	14	49,000	日額	11	49,000	総会以外3,500				
堺市	日額	②	32,000	日額	③	27,000	日額	③	32,000	日額	②	27,000	日額	③	24,000	日額	③	20,000	日額	②	32,000	日額	③	27,000	月額	14	198,000	月額	14	66,000	月額	15	58,000	月額	13	51,000	月額	10	51,000	月額	13	41,000
神戸市	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	2	320,000	月額	5	133,000	月額	2	116,000	月額	2	360,000	月額	3	320,000	月額	6	320,000	月額	6	80,000	月額	16	51,000	月額	12	45,000	月額	15	40,000						
岡山市	月額	14	140,700	月額	13	105,800	月額	12	90,200	月額	13	56,700	月額	11	63,100	月額	13	39,700	月額	14	140,700	月額	14	105,800	月額	16	140,700	月額	16	46,800	月額	14	61,900	月額	7	60,000	月額	9	46,800			
広島市	月額	8	300,000	月額	7	255,000	月																																			

日額の支給対象となる活動について

活動の分類	日額としている政令市の支給状況						月額・日額併用と している政令市の 支給状況
	札幌	相模原	浜松	名古屋	大阪	堺	
(1) 委員会 (定例会・臨時会)	○	○	○	○	○	○	○
(2) 委員会以外の会議、視察等公式行事 (研修、式典への参加等、委員として参加するものに限る)	○	○	○	○	○	○	○
(3) (1) (2) 以外の活動 (事務局が把握可能なもの) 例：事務局との打ち合わせ (審議にあたっての事前説明、相談、意見聴取や審議後の 説明などに限る)	○	○	○	○	○	○	○
(4) (1) (2) 以外の活動 (事務局が把握不可能なもの) 例：自宅での資料読み込みや情報収集等 会議のための自主研究や調査、自己研鑽	×	×	×	×	×	×	×

日額制における報酬額の検討（活動分類(1)(2)のみ支給の場合）

		教育委員会		市選挙管理委員会		区選挙管理委員会		人事委員会	
		委員長	委員(4名)	委員長	委員(3名)	委員長	委員(3名)	委員長	委員(2名)
1か月平均活動日数 (21~23年度の3年間の平均)	…①	3.8	3.8	2.6	2	2	1.7	2.4	2.1
1年間の活動日数 ①×12か月		45.6	45.6	31.2	24	24	20.4	28.8	25.2
改正前	単価(月額)	201,000	169,000	125,000	94,000	63,000	48,000	258,000	224,000
	年間支給額 (委員1人あたり)	2,412,000	2,028,000	1,500,000	1,128,000	756,000	576,000	3,096,000	2,688,000
	年間総支給額 (委員全員)	10,524,000		4,884,000		14,904,000		8,472,000	
<案①> 日額化している政令市の平均。 (委員会、役職毎(委員長・委員毎)に 試算) 農業委員は大阪市の総会以外の金 額。	単価(日額)	32,000	27,000	31,000	26,000	23,000	19,000	32,000	27,000
	年間支給額 (委員1人あたり)	1,459,200	1,231,200	967,200	624,000	552,000	387,600	921,600	680,400
	改定前比	60.5%	60.7%	64.5%	55.3%	73.0%	67.3%	29.8%	25.3%
	年間総支給額 (委員全員)	6,384,000		2,839,200		10,288,800		2,282,400	
	改定前比	60.7%		58.1%		69.0%		26.9%	
<案②> 国の中選挙管理会の委員長(29,400 円)・委員(26,900円)の額を当てはめ試 算。 区選管は市選管×76%(日額化している政 令市の市と区の比率を平均した率) 農業委員は会長を割り戻し、職代、部会 長、委員等は月額の比率により按分。	単価(日額)	29,400	26,900	29,400	26,900	22,000	20,000	29,400	26,900
	年間支給額 (委員1人あたり)	1,340,640	1,226,640	917,280	645,600	528,000	408,000	846,720	677,880
	改定前比	55.6%	60.5%	61.2%	57.2%	69.8%	70.8%	27.3%	25.2%
	年間総支給額 (委員全員)	6,247,200		2,854,080		10,512,000		2,202,480	
	改定前比	59.4%		58.4%		70.5%		26.0%	
<案③> 1か月の活動実績で割り戻し、現行の 月額を超えない範囲で設定。 農業委員は会長を割り戻し、職代、部 会長、委員等は月額の比率により按 分。	単価(日額)	52,000	44,000	48,000	47,000	31,000	28,000	107,000	106,000
	年間支給額 (委員1人あたり)	2,371,200	2,006,400	1,497,600	1,128,000	744,000	571,200	3,081,600	2,671,200
	改定前比	98.3%	98.9%	99.8%	100.0%	98.4%	99.2%	99.5%	99.4%
	年間総支給額 (委員全員)	10,396,800		4,881,600		14,745,600		8,424,000	
	改定前比	98.8%		100.0%		98.9%		99.4%	

日額制における報酬額の検討（活動分類(1)(2)のみ支給の場合）

		監査委員		農業委員会				
		識見非常勤	議会議員(2名)	会長	会長職務代理者	部会長(2名)	委員(30名)	
1か月平均活動日数 (21~23年度の3年間の平均)		…①	3.3	2.3	8.3	3.5	3.1	2.1
1年間の活動日数 ①×12か月		39.6	27.6	99.6	42	37.2	25.2	
改正前	単価(月額)	258,000	67,000	67,000	60,000	60,000	53,000	
	年間支給額 (委員1人あたり)	3,096,000	804,000	804,000	720,000	720,000	636,000	
	年間総支給額 (委員全員)	4,704,000		22,044,000				
<案①> 日額化している政令市の平均。 (委員会、役職毎(委員長・委員毎)に 試算) 農業委員は大阪市の総会以外の金 額。	単価(日額)	27,000	27,000	4,200	3,900	3,900	3,500	
	年間支給額 (委員1人あたり)	1,069,200	745,200	418,320	163,800	145,080	88,200	
	改定前比	34.5%	92.7%	52.0%	22.8%	20.2%	13.9%	
	年間総支給額 (委員全員)	2,559,600		3,518,280				
	改定前比	54.4%		16.0%				
<案②> 国の中選管の委員長(29,400 円)・委員(26,900円)の額を当てはめ試 算。 区選管は市選管×76%(日額化している政 令市の市と区の比率を平均した率) 農業委員は会長を割り戻し、職代、部会 長、委員等は月額の比率により按分。	単価(日額)	26,900	26,900	8,000	7,000	7,000	6,000	
	年間支給額 (委員1人あたり)	1,065,240	742,440	796,800	294,000	260,400	151,200	
	改定前比	34.4%	92.3%	99.1%	40.8%	36.2%	23.8%	
	年間総支給額 (委員全員)	2,550,120		6,147,600				
	改定前比	54.2%		27.9%				
<案③> 1か月の活動実績で割り戻し、現行の 月額を超えない範囲で設定。 農業委員は会長を割り戻し、職代、部 会長、委員等は月額の比率により按 分。	単価(日額)	78,000	29,000	8,000	7,000	7,000	6,000	
	年間支給額 (委員1人あたり)	3,088,800	800,400	796,800	294,000	260,400	151,200	
	改定前比	99.8%	99.6%	99.1%	40.8%	36.2%	23.8%	
	年間総支給額 (委員全員)	4,689,600		6,147,600				
	改定前比	99.7%		27.9%				

*<案①>及び<案②>について、監査委員の報酬額については、政令市の中で日額としている市は2市のみであるため、都道府県の状況を参考に識見非常勤委員と議員選出委員の報酬額は同額とし、報酬額については、教育委員会及び人事委員会の委員の報酬額に合わせている。